

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和7年4月～6月分・新1年生)

申請をしなければ就学支援金を受けることができません！

○ 申請をしない場合も意向登録が必要です。

「意向の登録(就学支援金を申請する・しない)」については、全員登録する必要があります。e-Shien 又は意向確認書を提出してください。

【オンライン申請:e-Shien(高等学校等就学支援金事務処理システム)で個人番号を入力またはマイナンバーカードで自己情報(税額)を自動転記する】

1 提出書類

○ **4月18日(金)(厳守)までに**、次の(1)、(2)を行ってください。

(1) e-Shien システムにログインしてください。
(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)



(e-Shien ログイン画面)

(2) 配付された「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、個人番号等の必要事項を入力し、システム上で提出を行ってください。

※ 個人番号をご提出いただいた場合も、税額が判明しなかった場合は、課税証明書等のご提出を依頼させていただくことがあります。あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

e-Shien の操作で困ったら…

高等学校等就学支援金 よくある質問 (Q&A) を確認してください。